

消 防 予 第 8 5 号  
消 防 特 第 4 3 号  
令 和 8 年 3 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )  
消 防 庁 特 殊 災 害 室 長  
( 公 印 省 略 )

### 林野火災警報発令時等における警察と連携した火災予防の徹底について（通知）

林野火災警報・林野火災注意報の発令等については、すでに多くの市町村において火災予防条例を改正し運用を開始しているところであり、消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について」（令和7年12月22日付け消防特第258号）により、各地域において防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等との連携による林野火災の予防の徹底をお願いしているところです。

このような中、本年は、特に太平洋側地域を中心として全国的に記録的な少雨の状況となり、大規模な林野火災も複数発生しております。

これらの状況を踏まえ、林野火災の予防をより一層徹底する観点から、下記のとおり警察との連携を図られるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくとともに、都道府県警察と適宜連携を図り、管内市町村の行う取組を支援いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、警察庁と協議済みであるとともに、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

1. 警察署等に対し、林野火災に関する広報・啓発用の資料を提供し、林野火災警報・林野火災注意報やたき火の届出等に関する理解の促進を図ること。また、地域住民等と接する機会を捉え、警察署等と適宜連携して周知を図ること。これにあたり、消防庁において作成した広報・啓発用の資料を活用されたいこと。

([https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou\\_contents/materials/pdf/36\\_yamakaji.pdf](https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/pdf/36_yamakaji.pdf))

2. 林野火災警報発令時にたき火や火入れ等の行為を繰り返し、消防の指導、命令等に従わない者や、火災を発生させた者への対応については、必要に応じて管轄の警察署に相談し適切に対応すること。

#### 【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 広富、緑川、星野  
電 話：03-5253-7528（直通）  
E-mail: tokusaishitsu@soumu.go.jp